



Title	長崎医学の百年, 第三章 明治維新による機構改革, 第十一節 第六大学区医学校とゲールツのキニーネ鑑定
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 236-238
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6590
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T16:42:57Z

第十一節 第六大学区醫学校とゲールツのキニーネ鑑定

第六大学区醫学校は明治五年八月十八日以来、健全な歩みを続けていたが、明治六年一月七日（一八七三年）、醫学校印章の改刻が成り、同日より施用する旨、長崎県に届出た。

當醫学校印章今般改刻致シ癸酉一月本日ヨリ施用候ニ付印鑑相添此段御届申置候也

癸酉一月七日

第六大学区

醫 学 校

長崎県 御中

（明治自三年
至九年 学務課事務簿）

同月二十七日、長崎港に輸入したキニーネ二瓶が長崎

県の依頼によって第六大学区醫学校の理化学教師ゲールツが分析し、これより近代的な薬品取締法の創始にまで導かれるのであるが、これに関する文書があるので次に示すことにしよう。（明治自三年
至九年 学務課事務簿）

（横山）

当港江輸入致候キニーネ式種有之付嘱之両瓶内白紙張ハ代簡式弗半以昂黒幣張ハ七拾五銭ニ売出殊ニ製品家号も不分明ニ

而贗製之趣相聞へ製薬品之儀病客ニ利害之際懸念不尠候間亦賈品ニ而有害明瞭ニ候へ、其予防致度候ニ付其校ニ於而速ニ御試験被下度此段及御倚頼候也

明治六年一月廿七日

長崎県権参事 横山 貞秀

第六大学区

医 学 校 御 中

（横山）

規尼涅兩種真偽検査之義御申越之者致承知早速其筋江相違分柝出来次第及御廻酬候也

第六大学区

醫 学 校

癸酉一月念七日

横山権参事殿

（横山）

昨日御依托之瓶葉及試葉及試験候処白紙糊貼之分者通例下等之規尼涅黒紙之方者シンポニー子与称シ幾那皮ヨリ分製致シ品西洋ニ於テハ規尼涅代価凡百分之一位ニテ致販売候由猶ゲールツト別書差進候間委曲御承知可相成元瓶返添此段申進候

也

第六大学区

癸酉一月念八日

鑒 学 校

第六大
学区鑒
学校印

横山権参事殿

昨日及御倚頼候製薬御試験之上速成ゲールツ氏之一紙相副瓶薬兩種御返却續々御諭示之趣拝解彼是御煩手之段所謝候右及
拜答候也

明治六年一月廿八日

長崎県権参事

横 山 貞 秀

第六大学区

鑒学校 御中

ここにゲールツは「日本政府御雇究理及分析学教師ドクトル・ア・イ・セ・ゲールツ」として長崎県当局に対し、次のことを建議したが、これが前記文書中の別紙である。

キナ塩二瓶を検査したるに硫酸に換ゆるに硫酸シンコネを以てし、之に只僅かのキナ塩を混ずるのみ、(中略)オランダ、ドイツに於てはかくの如き偽造品を販売する者は罰すること。是まで英仏両国より日本へ輸入せる幾多の薬品を検査せしに詐偽のもの少くない。ヨードポッターズの如きも全くブロムポッタースを以て偽製している。日本に於ても方法を設

第三章 明治維新による機構改革

け粗悪或は偽製の薬品を販売するものは厳科に処する必要あり。英米両国(此兩國は薬品を売買するに甚だ不注意なり)を除くの外にの欧州各国に於ては、分析掛の官員を以て市街の諸薬品を検査し其善悪を報告せしむる故に、罰責を怖れて自ら上品を販売すること。日本薬店にも亦かくの如き取締があらうたい。政府に於て之を採用し日本国民の健康を保護するの意あらば、長崎又は其の場所に於て用いる薬品を検査することは余に於て辭せざる所なり。

即ち、輸入薬品の不良と其取締のため薬品巡視、薬品試験所の必要を力説したが、税関でも薬品試験を痛感し、二月二十七日、井上大蔵太輔は「右キナ塩のみに限らず其他許多の薬品賈物輸入の趣右は人命に関し容易ならざる事件」と上申し、三月二十五日、外務少輔上野景範も「畢竟諸港輸入の際其精製賈造を審検せざる故にこれあり」と上申したので、政府は七年三月二十七日に至り、東京日本橋馬喰町に司薬場を設け、永松東海を場長に、ドイツ人マルチン Georg Martin を監督として輸入薬品の試験を行なうことになった。

これがわが国における薬品取締の曙であって、わが国の薬品の闇黒時代はようやく明けて行きつつあった。薬

第十一節 第六大学区醫学校とゲールツのキニーネ鑑定

学の發達も司葉場の創立に負うところが大きい。

三月、検梅所が閉鎖された。然しこれはこれによつて

検梅の制度が廃止された訳ではない。(後条参照。)